

目黒都税事務所からのお知らせ (令和8年4月)

- 4月から固定資産税における土地・家屋の価格などがご覧になれます (23区内)・・・1
- 固定資産税・都市計画税 納税通知書(土地・家屋)の送付先変更手続はお済みですか? (23区内)・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 固定資産税・都市計画税、不動産取得税の納税管理人制度をご存知ですか?・・・・3
- インターネット公売(動産、自動車、不動産等)のお知らせ・・・・・・・・4
- メールマガジンのご案内 ～東京都「公売情報」お知らせメール～・・・・5
- 23区内の都税事務所の所管区域にご注意ください・・・・・・・・6
- 都税がスマートフォン決済アプリで納付できます・・・・・・・・7
- 「電子申告手続は税理士」「納税手続は法人」の場合に便利な情報をお届けします・・8
- 来所せずにお手続ができます・・・・・・・・9
- 中小企業者向け省エネ促進税制 ～法人事業税・個人事業税の減免～・・・・10
- にせ都税メール・電話にご注意ください!・・・・・・・・11
- 点字で課税の内容をお知らせします・・・・・・・・12
- 不動産登記申請時には課税明細書がご利用いただけます・・・・・・・・13
- 都税における納税証明はすべての都税事務所・都税支所・支庁で申請できます・・14
- 都税の納税証明・評価証明等の申請にはLoGoフォームをご活用ください・・・・15
- 都税の納税証明・評価証明等の郵送申請には
キャッシュレス決済をご利用ください・・・・・・・・16
- 東京ゼロエミ住宅の新築に対する不動産取得税(家屋)を減免します・・・・・・・・17

4月から 固定資産税における土地・家屋の価格などがご覧になれます(23区内)

期間	令和8年4月1日(水)から6月30日(火)まで(土・日・休日を除く。)
時間	8時30分から17時まで
場所	土地・家屋が所在する区にある都税事務所
縦覧できる方	令和8年1月1日現在、23区内に土地・家屋を所有する納税者の方
縦覧できる内容	所有資産が所在する区で課税されている土地・家屋の価格など(縦覧帳簿)
必要書類	納税者本人であることを証明できるもの ※運転免許証、旅券(パスポート)等、官公署が発行した顔写真付きの書類であれば1種類の提示、それ以外の書類は複数の提示が必要です。詳細は東京都主税局のホームページをご覧ください。土地・家屋が所在する区にある各都税事務所にお問い合わせください。

(注) 納税通知書は6月1日(月)に発送予定です。

東京都主税局では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、縦覧時の本人確認等を厳格に行っております。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

※縦覧制度の詳細は、
主税局ホームページをご覧ください。



主税局 HP (縦覧について)



主税局 HP (本人確認方法について)

—都税についてのお知らせ—

～転居等により、23区内の固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の
納税通知書送付先を変更される方へ～

固定資産税・都市計画税 納税通知書（土地・家屋）の 送付先変更手続きはお済みですか？



住民票の変更手続きをされても、不動産登記簿上の所有者の住所を変更する登記手続きをされない場合、23区内の固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の納税通知書の送付先は変更されません。
登記手続きがお済みでない場合は、以下の送付先変更手続きをお願いいたします。

【郵送の場合】

「固定資産税・都市計画税納税通知書送付先変更届」を土地・家屋の所在する区にある都税事務所に
ご提出ください。



主税局 HP



LoGo フォーム

【インターネットの場合】

「LoGo フォーム」からお手続きください。

- 上記手続きは、23区内の固定資産税及び都市計画税（土地・家屋）の納税通知書送付先住所を変更するためのものです。
納税通知書の送付先住所以外を変更することはできませんので、ご注意ください。
＜変更できないもの（例）＞ 納税通知書の名義人の氏名、不動産登記簿上の所有者の住所・氏名
- 海外へお引越される方は、納税管理人を定めてご申告いただく必要があります。

詳しくは、土地・家屋の所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。不動産登記簿の登記手続き
につきましては、東京法務局登記電話案内室（03-5318-0261）にお問い合わせください。

—都税についてのお知らせ—

～都内に住所等を有しない方へ～

納税管理人制度をご存知ですか？



納税義務者が都内（固定資産税・都市計画税は特別区内）に住所等を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるために納税管理人を定めなければなりません。海外への転勤などにより、長期不在となる場合も含まれます。

納税管理人を定めた場合には、資産の所在地を所管する都税事務所・支庁に納税管理人申告書を提出してください。なお、eLTAX（エルタックス）での提出も可能です。eLTAXの利用手続については、eLTAX ホームページをご確認ください。

その他、詳しくは、資産の所在地を所管する都税事務所・支庁にお問い合わせください。

なお、東京 23 区以外に所在する不動産に関する
固定資産税・都市計画税については、各市町村にお問い合わせください。



主税局 HP

インターネット公売(動産、自動車、不動産等)のお知らせ

インターネット公売は、動産、自動車はせり売り方式、不動産等は入札方式により行います。

公売参加申込期間	動産、自動車	不動産等
	令和8年4月14日(火)13時～令和8年4月27日(月)23時	
入札期間	令和8年5月11日(月)13時 ～ 令和8年5月13日(水)23時	令和8年5月11日(月)13時 ～ 令和8年5月18日(月)13時
公売物件	東京都主税局ホームページ内の<公売情報>からアクセスできます。 インターネット公売(動産、自動車、不動産等)をご覧ください。 ※公売物件は、公売参加申込開始日以降にご覧いただけます。 ☆動産、自動車の下見会については、下記ホームページをご確認ください。	
実施機関	主税局徴収部・各都税事務所	
お問合せ先	主税局徴収部機動整理課公売班(03-5388-3027)	

※公売物件は変更されることがあります。また、公売は中止になることがあります。

最新情報は下記ホームページをご覧ください。

主税局ホームページ<公売情報> <https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kobai>

東京都 公売

検索

※公売情報に関するメールマガジンを配信しています。是非ご登録ください。

<メールマガジンのご案内> https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kobai/mail_magazine

主税局 メールマガ

検索

登録無料

メールマガジンのご案内

公売情報を
タイムリーに配信しています。

東京都「公売情報」お知らせメール

詳細は主税局HPへ

主税局メルマガ

検索



(お問合せ先) 徴収部 徴収指導課 徴収指導班 03-5388-3024

主税局 HP

23 区内の都税事務所の所管区域にご注意ください

23 区内において、個人事業税、法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税・法人都民税の課税事務は9つの都税事務所で、事業所税の課税事務は4つの都税事務所で行っています。その他の税に関しましては、お近くの都税事務所等にお問い合わせください。

<所管都税事務所一覧>

所管区域	千代田区	文京区	荒川区	北区	足立区	中央区	江東区	江戸川区	台東区	墨田区	葛飾区	港区	品川区	大田区	新宿区	中野区	杉並区	渋谷区	目黒区	世田谷区	豊島区	板橋区	練馬区
所管都税事務所	個人事業税 法人事業税 特別法人事業税 地方法人特別税 法人都民税		千代田	荒川			中央		台東		港	品川	新宿			渋谷			豊島				
	事業所税		千代田			中央			港		新宿												

- 個人事業税、法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税・法人都民税、事業所税に関するお問合せや申告・届出等は、一覧の所管都税事務所までお願いします。
- 住所・主たる事務所等が所在する区の都税事務所の窓口においても、申告書等の受付を行います。お問合せは所管都税事務所までお願いします。
- 納税（課税）証明の発行は、すべての都税事務所で行います。申告・納付後概ね1～2週間以内に納税証明を申請される場合は、領収証書の原本（領収印のあるもの）と申告書の控え（受付印のあるもの）の両方をお持ちください。

* 固定資産税（償却資産）の申告等については、資産の所在する区にある都税事務所までお願いします。

都税がスマホ決済アプリで納付できます

- 💡 おうちで今、納付できます！
- 💡 スマホ決済アプリで納付書の地方税統一 QR コード（eL-QR）を読み取るだけで納付ができます。



納付書の下部に eL-QR が掲載

注意事項

- 領収証書は発行されません。
 - 納付手続完了後に納付を取り消すことはできません。
 - eL-QR のない納付書については、上記の方法で納付できません。
- 詳細は、東京都主税局 HP をご確認ください。**

※上記の方法を利用できるスマホ決済アプリは地方税共同機構 HP をご覧ください。

※1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書では、スマホ決済アプリでバーコードを読み取ることも納付できます。
利用できるスマホ決済アプリは東京都主税局 HP をご覧ください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。



eLTAX 電子納税のご案内

「電子申告手続は**税理士**」、「納税手続は**法人**」の場合に、
便利な情報をお届けします

法人の都民税・事業税等について、関与税理士が eLTAX で電子
申告した場合でも、利用者 ID と暗証番号を共有いただければ、
法人側で、ダイレクト納付などの電子納税が簡単にできます！



詳しくは、[こちら](#)⇒

税理士



電子申告

利用者ID
暗証番号
を共有

電子納税

法人

以下の方法から選べます
・ダイレクト納付
・インターネットバンキング
・クレジットカード



【お問合せ先】

東京都主税局徴収部徴収指導課

TEL（直通）：03-5388-2984

来所せずにお手続きができます！

東京都主税局では、納税者の皆様が都税事務所等に来所することなく、郵送やインターネット等でお手続きできる仕組みを設けております。郵送や電子による申告、申請・届出、キャッシュレスによる納付方法等をぜひご利用ください。

◆ご自宅等からお手続きが可能です！ぜひご利用ください！◆

申告

- ✓ 電子申告
 - ・ eLTAX
 - ・ LoGo フォーム
- ✓ 郵送（所管事務所 宛）

申請・届出

- ✓ 電子申請・届出
 - ・ eLTAX
 - ・ LoGo フォーム
- ✓ 郵送（所管事務所 宛）
(一部の手続を除く。)

納付

- ✓ スマートフォン決済アプリ
- ✓ ペイジー
(インターネットバンキング・
モバイルバンキング・ATM)
- ✓ クレジットカード納付
- ✓ eLTAX 電子納税
- ✓ 口座振替

証明書等の取得

- ✓ 郵送（キャッシュレス決済）
- ✓ 郵送（定額小為替）
- ✓ 電子申請

詳細は東京都主税局ホームページをご覧ください。



※各種サービスのご利用条件・方法等の詳細は、

東京都主税局ホームページをご覧ください。



主税局 HP

中小企業者向け省エネ促進税制

法人事業税・個人事業税の減免

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税・個人事業税を減免しています。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量1,500kl以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」(減価償却資産)で、東京都が導入推奨機器として指定したもの* (指定された導入推奨機器は、東京都のホームページで公表しています。) *空調設備(エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機) *照明設備(LED照明器具、LED誘導灯器具) *小型ボイラー設備(小型ボイラー類) *再生可能エネルギー設備(太陽光発電システム、太陽熱利用システム)
減免額	設備の取得価額(上限2,000万円)の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、(法人)翌事業年度等、(個人)翌年度の事業税額から減免可
対象期間	(法人)令和13年3月30日までに終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 (個人)令和12年12月31日までに設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限(申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、その延長された日)までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆詳しくは東京都主税局ホームページ内「環境に関する軽減制度について」をご覧ください!

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ&Aも掲載しています。



【お問合せ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
 - ・所管の都税事務所又は支庁の法人事業税・個人事業税担当
 - ・主税局課税部法人課税指導課 (法人事業税班) 03-5388-2963
 - ・主税局課税部課税指導課 (個人事業税班) 03-5388-2969
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること
 - ・地球温暖化対策報告書制度 受付窓口 03-5388-3433
 - ・導入推奨機器 03-5990-5087

—都税についてのお知らせ—

にせ都税メール・電話にご注意ください



都税事務所の職員を装って、個人情報をもとに不正に取得したり、金銭をだまし取ろうとしたりする事例が発生しています。

不審に感じた場合は即答せずに、主税局総務部総務課相談広報班（03-5388-2925）までご連絡ください。また、万が一被害にあわれた場合は、すぐに警察にご連絡ください。

<メールによる手口>

【事例】

- ・「あなたは納期限を超過した未納の税金があります。速やかに納付してください。」などと記載したメールが送付されてくる。
- ・プリペイドカードの購入等の方法により納付するよう求めてくる。

<電話による手口>

「〇〇都税事務所の〇〇です」または「〇〇都税事務所の者です」と職員を装って電話をかけてきます。その後、以下の事例のように個人情報を聞きだそうとします。

【事例 1】

- ・「税務調査を行っているので、納税者の情報について確認したい」と質問してくる。
- ・家族の構成、名前、職業等の個人情報を聞こうとする。

【事例 2】

- ・「税金が還付されます」、「払いすぎた医療費をお返しします」とだまし、ATMに誘い出す。
- ・ATMコーナーから指定の電話番号に電話するように指示する。
- ・指定の電話番号に電話すると、ATMの操作を言葉巧みに指示し、お金を振り込ませる。

【お問合せ先】 主税局総務部総務課相談広報班 03-5388-2925

—都税についてのお知らせ—

点字で課税の内容をお知らせします



東京都主税局では、納税通知書の内容を点字でお知らせしています。

対象となる税金	固定資産税・都市計画税（23区内）、個人事業税、自動車税
お知らせする内容	税金の種類、納税義務者氏名、納税通知書番号、納期限、税額、問合せ先
申 込 方 法	主税局総務部総務課相談広報班（03-5388-2925）まで、住所・氏名・電話番号・税金の種類をご連絡ください。
申 込 期 限	令和9年2月26日（金）までにお申込みをいただいた方には、令和9年度分から点字のお知らせを同封します。

※なお、すでに利用されている方は、改めてご連絡いただく必要はありません。

【お問合せ先】 主税局総務部総務課相談広報班 電話 03-5388-2925

不動産登記の申請時には 固定資産税・都市計画税 **課税明細書**を ご利用ください。



東京23区は
固定資産価格を法務局へ電子通知しているため、
評価証明（有料）の添付は原則不要*です。

※注意事項をご参照ください。

不動産登記申請の際には、登録免許税の算定のため、
固定資産の価格を記載する必要があります。
その価格は、固定資産税・都市計画税納税通知書と一緒に
お送りする課税明細書でご確認いただけます。

注意事項

- 不動産登記申請は、課税明細書の写しを添付して行うことができます。
- 固定資産税・都市計画税納税通知書は、毎年6月にお送りしています。
納税通知書及び課税明細書は再発行できませんので、大切に保管ください。
- 4・5月に登記申請を行う場合は、課税明細書で新年度の価格が確認できないため、評価証明をご申請ください。
- その他、非課税が適用されているなど、評価証明が必要となる場合があります。詳しくは東京法務局にお問い合わせください。

お問合せ先

- 登記申請に関すること …東京法務局 登記電話案内室 03-5318-0261
- 固定資産税に関すること …資産が所在する区にある都税事務所

詳しくは、東京都主税局ホームページをご覧ください。



都税における納税証明は、すべての都税事務所・都税支所・支庁で申請できます

課税した事務所等に関わらず、納税証明はすべての都税事務所・都税支所・支庁で申請できます。

なお、自動車税に関する納税証明（下表項番2、5）は、都税総合事務センター・自動車税事務所でも申請できます。下表を参照のうえ、お近くの都税事務所等で申請してください。

ただし、申告・納付後1～2週間以内に申請される場合は、**①領収証書の原本（領収印のあるもの）**
②申告書の控え※（受付印のあるもの）の両方を、都税事務所（徴収管理班・納税証明担当）等の窓口までお持ちください。

都税における納税証明の申請については、郵送でも受け付けております。詳しくは、東京都主税局ホームページをご覧ください。

※②は、法人事業税、特別法人事業税、法人都民税等申告税目の場合に限りです。

（注）都税に関する証明等申請時には、「本人確認書類」の提示が必要です。

	証明の種類	申請先事務所	郵送申請先
1	納税証明（一般用） （自動車税以外）	全都税事務所、都税支所、支庁	〒112-8787 東京都文京区春日 1-16-21 都税証明郵送受付センター
2	納税証明（一般用） （自動車税）	全都税事務所、都税支所、支庁、 都税総合事務センター及び各自動車税事務所	
3	滞納処分を受けたこと ないことの証明	全都税事務所、都税支所、支庁	
4	酒類製造販売の免許申請 のための証明	全都税事務所、都税支所、支庁	
5	自動車税納税証明 （継続検査等用）	全都税事務所、都税支所、支庁、 都税総合事務センター及び各自動車税事務所	

【お問合せ先】 各都税事務所（徴収管理班・納税証明担当）・都税支所・支庁

都税の納税証明・評価証明等の申請には

LoGo フォーム をご活用ください!



LoGoフォームでの申請が可能な証明

- 23 区内の土地・家屋名寄帳
- 23 区内の固定資産(土地・家屋)評価証明
- 23 区内の固定資産(土地・家屋)関係(公課)証明
- 23 区内の固定資産(土地・家屋)物件証明
- 23 区内の土地・家屋(補充)課税台帳
- 納税証明(車検用納税証明は除きます。)
- 滞納処分を受けたことのないことの証明
- 酒類製造販売の免許申請のための証明

LoGoフォームでの証明書等の申請について

申請できる方	<ul style="list-style-type: none"> • 納税義務者本人 • 法令等に基づき証明等の申請をすることについて正当な理由を有するもの • 上記の代理人 																		
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> • パソコン又はスマートフォン <p>※推奨環境</p> <p>■パソコンでのご利用</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>Windows</td> <td>Mac(Macintosh)</td> </tr> <tr> <td>推奨 OS</td> <td>Windows 10 以降</td> <td>macOS 13 (Big Sur) 以降</td> </tr> <tr> <td>推奨ブラウザ</td> <td>Microsoft Edge (最新版) Google Chrome (最新版)</td> <td>Google Chrome (最新版)</td> </tr> </table> <p>■スマートフォンでのご利用</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>Android</td> <td>iPhone / iPad</td> </tr> <tr> <td>推奨 OS</td> <td>Android 12 以降</td> <td>iOS / iPadOS 16 以降</td> </tr> <tr> <td>推奨ブラウザ</td> <td>Google Chrome (最新版)</td> <td>Safari (最新版) Google Chrome (最新版)</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> • 商業登記電子証明書又はマイナンバーカード <p>※納税義務者本人以外からの申請は、上記に加え、委任状等の確認資料を申請フォームに添付してください。</p>		Windows	Mac(Macintosh)	推奨 OS	Windows 10 以降	macOS 13 (Big Sur) 以降	推奨ブラウザ	Microsoft Edge (最新版) Google Chrome (最新版)	Google Chrome (最新版)		Android	iPhone / iPad	推奨 OS	Android 12 以降	iOS / iPadOS 16 以降	推奨ブラウザ	Google Chrome (最新版)	Safari (最新版) Google Chrome (最新版)
	Windows	Mac(Macintosh)																	
推奨 OS	Windows 10 以降	macOS 13 (Big Sur) 以降																	
推奨ブラウザ	Microsoft Edge (最新版) Google Chrome (最新版)	Google Chrome (最新版)																	
	Android	iPhone / iPad																	
推奨 OS	Android 12 以降	iOS / iPadOS 16 以降																	
推奨ブラウザ	Google Chrome (最新版)	Safari (最新版) Google Chrome (最新版)																	
手数料・郵送料の納付方法	<ul style="list-style-type: none"> • クレジットカード又は PayPay <p>※対応ブランドは：VISA、Mastercard、AmericanExpress、JCB、DinersClub</p>																		

その他詳細な手続や Q&A は東京都主税局 HP をご確認ください。

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/application/logoform>

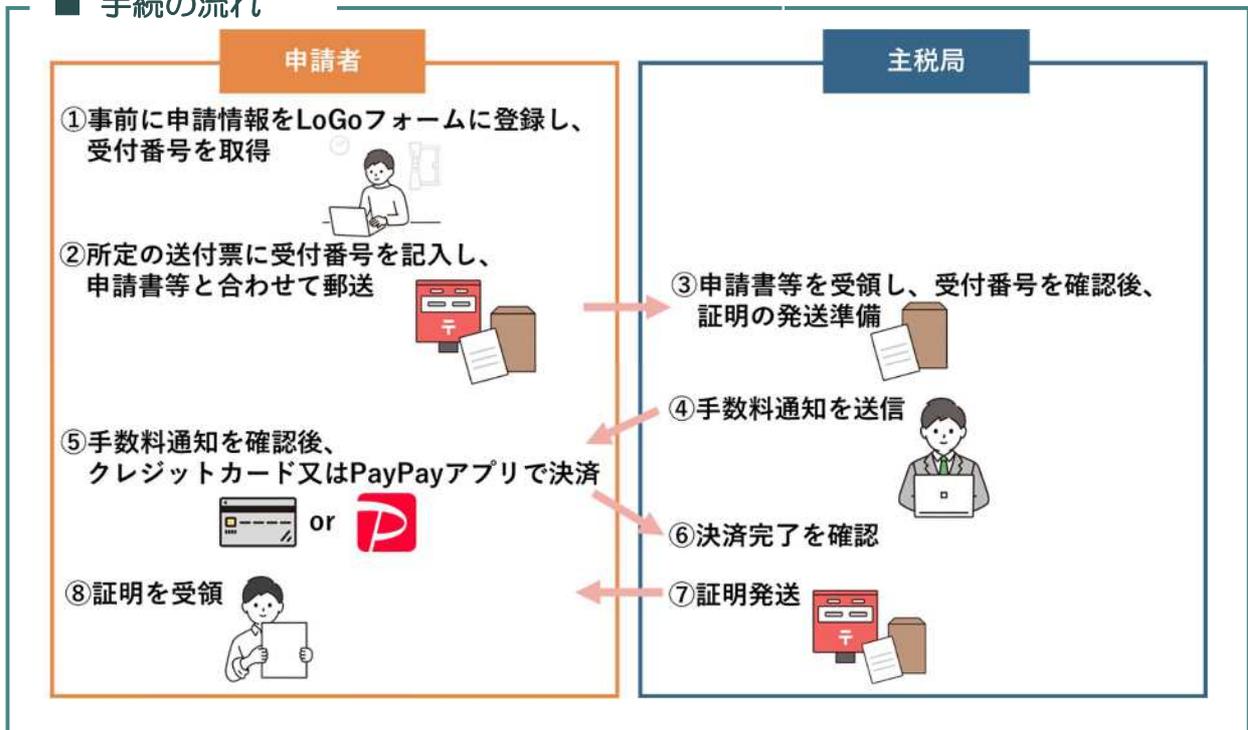
都税証明 電子申請

検索



都税の納税証明・評価証明等の郵送申請には キャッシュレス決済をご利用ください！

■ 手続の流れ



■ 郵送申請（キャッシュレス決済）が可能な証明

- 23 区内の土地・家屋名寄帳
- 23 区内の固定資産(土地・家屋)評価証明
- 23 区内の固定資産(土地・家屋)関係(公課)証明
- 23 区内の固定資産(土地・家屋)物件証明
- 23 区内の土地・家屋(補充)課税台帳
- 納税証明(車検用納税証明は除きます。)
- 滞納処分を受けたことのないことの証明
- 酒類製造販売の免許申請のための証明

■ 手数料の納付方法

クレジットカード又は PayPay

※対応ブランドは：VISA、Mastercard、AmericanExpress、JCB、DinersClub

その他詳細な手続は主税局 HP をご確認ください。

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/application/yuusoucashless>

都税証明 郵送申請キャッシュレス

検索

東京ゼロエミ住宅の新築に対する不動産取得税（家屋）を減免します

※ 設計確認申請日より、減免対象や減免割合が異なります。

【減免対象1】

令和4年4月1日から令和6年9月30日までの間に「東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱」に基づく設計確認申請が行われた新築の東京ゼロエミ住宅（※）のうち、次のいずれかの要件を満たす住宅の取得

- ① 発電出力50kW未満の太陽光発電システム（※）を設置していること
- ② 水準2又は水準3の基準を満たしていること

（※）一定の要件を満たすものに限る。

▶減免される割合

5割（①及び②のいずれにも該当する場合は10割）



主税局 HP

【減免対象2】

令和6年10月1日から令和11年3月31日までの間に「東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱」に基づく設計確認申請が行われた新築の東京ゼロエミ住宅（※）

（※）一定の要件を満たすものに限る。

▶減免される割合

水準A：10割、水準B：8割、水準C：5割



環境局 HP

- 減免対象となる取得は、最初の不動産取得税の課税対象となる取得に限ります。
- 各水準は東京ゼロエミ住宅指針第3に規定するものを指します。
- 減免を受けるには申請が必要です。
詳しくは、新築した住宅が所在する区市町村を所管する都税事務所・支庁へお問い合わせください。
- この他にも、耐震化促進税制（固定資産税）等、住宅を新築したときに軽減を受けられる場合があります。
詳しくは東京都主税局HPをご確認ください。